

《厚生労働省障害保健福祉関係会議資料

令和3年3月12日：主管課長会議資料 資料5-1より抜粋》

1 地域生活支援拠点等の緊急時における対応機能の強化

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、**地域定着支援**】

- ・ 市町村が地域生活支援拠点等として位置付けた居宅介護事業所等について、地域生活支援拠点等として緊急対応の役割を担うことを評価する加算を創設する。（緊急時の対応を行った場合に加算）

《地域生活支援拠点等に係る加算【新設】》

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援

+50 単位/回※地域生活支援拠点等の場合

自立生活援助、地域定着支援

+50 単位/日※地域生活支援拠点等の場合

※ 緊急時対応加算、緊急時支援加算（Ⅰ）又は緊急時支援費（Ⅰ）を算定した場合に更に+50 単位を上乗せする。

2 地域移行実績の更なる評価

【**地域移行支援**】

- ・ 平成 30 年度報酬改定では、前年度に 1 人以上の地域移行があった事業所に対する報酬（地域移行支援サービス費（Ⅰ））を新たに設定したが、地域移行支援の取組を更に推進し地域移行に向けたインセンティブを高めるため、前年度に 3 人以上の地域移行実績を有する事業所を更に評価する。

《地域移行支援サービス費の見直し》

[現行]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,059 単位/月

ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 2,347 単位/月

[見直し後]

イ 地域移行支援サービス費（Ⅰ） 3,504 単位/月

ロ 地域移行支援サービス費（Ⅱ） 3,062 単位/月

ハ 地域移行支援サービス費（Ⅲ） 2,349 単位/月

※ 見直し後の地域移行支援サービス費（Ⅰ）を算定する事業所の要件

- （1）前年度に3人以上の地域移行の実績を有すること。
- （2）次の要件のうちいずれかを満たすこと。
 - ① 従業者のうち 1 人以上は社会福祉士又は精神保健福祉士であること。
 - ② 従業者である相談支援専門員のうち 1 人以上は、精神障害者地域移行・地域定着支援関係者研修の修了者であること。
- （3）1 以上の障害者支援施設又は精神科病院等（地域移行支援の対象施設）と緊密な連携が確保されていること。

3 精神障害者の可能な限り早期の地域移行支援

【地域移行支援】

- ・ 入院中の精神障害者に対する可能な限り早期の地域移行支援を推進する観点から、入院後1年未満に退院する場合について、退院・退所月加算による評価に加え、更に加算で評価する。

《退院・退所月加算の拡充》

[現行]

退院・退所月加算 2,700 単位／月

[見直し後]

退院・退所月加算 2,700 単位／月
+500 単位／月※

- ※ 退院・退所月加算を算定する者が精神科病院に入院後3月以上1年未満の期間内に退院した者である場合に加算する。

4 精神保健医療と福祉の連携の促進

【自立生活援助、地域定着支援】

- ・ 精神保健医療と福祉の情報連携の更なる推進を図る観点から、あらかじめ利用者の同意を得て、精神障害者が日常生活を維持する上で必要な情報を精神科病院等に対して情報提供することを評価する加算を創設する。

《日常生活支援情報提供加算【新設】》 100 単位／回（月1回を限度）

5 居住支援法人・居住支援協議会と福祉の連携の促進

【自立生活援助、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ 障害者の居住先の確保及び居住支援を充実する観点から、地域相談支援事業者又は自立生活援助事業者が住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成19年法律第112号）第40条に規定する住宅確保要配慮者居住支援法人（以下「居住支援法人」という。）又は同法第51条に規定する住宅確保要配慮者居住支援協議会（以下「居住支援協議会」という。）との連携体制を構築し、月に1回以上、情報連携を図る場を設け、情報共有することを評価する加算を創設する。

《居住支援連携体制加算【新設】》 35 単位／月（体制加算）

※ 以下のいずれの要件も満たす場合に算定する。

- (1) 居住支援法人又は居住支援協議会との連携体制を確保し、その旨公表していること。
- (2) 月に1回以上、居住支援法人又は居住支援協議会と情報連携を図る場を設けて、住宅の確保及び居住支援に係る必要な情報を共有すること。

- ・ 地域相談支援事業者や自立生活援助事業者が、居住支援法人と共同して、利用者に対して在宅での療養上必要な説明及び指導を行った上で、障害者総合支援法に基づく協議会や精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築における保健・医療・福祉等の関係者による協議の場に対し、住宅の確保及び居住支援に係る課題を報告することを評価する加算を創設する。

《地域居住支援体制強化推進加算【新設】》 500単位／回（月1回を限度）

6 ピアサポートの専門性の評価

【自立生活援助、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援】

- ・ ピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、一定の要件を設けた上で、加算により評価する。

※ 就労継続支援B型についても、基本報酬の報酬体系の類型化に伴い、就労支援の実施に当たってのピアサポートの活用を評価する（後掲）。

《ピアサポート体制加算【新設】》 100単位／月（体制加算）

※ ピアサポート体制加算の算定要件

(1) 地域生活支援事業の「障害者ピアサポート研修（基礎研修及び専門研修）」を修了した次の者をそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置していること（併設する事業所（計画相談支援・障害児相談支援・自立生活援助・地域移行支援・地域定着支援に限る。）の職員を兼務する場合は兼務先を含む業務時間の合計が0.5人以上の場合も算定可。）。

① 障害者又は障害者であったと都道府県又は市町村が認める者 ※

※ 「都道府県又は市町村」は、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援は都道府県、指定都市又は中核市、計画相談支援及び障害児相談支援は市町村。

② 管理者又は①の者と協働して支援を行う者

なお、令和6年3月31日までの間は、経過措置として、都道府県又は市町村が上記研修に準ずると認める研修を修了した①の者を常勤換算方法で0.5人以上配置する場合についても本要件を満たすものとする。（②の者の配置がない場合も算定可。）

(2) (1)の者により、事業所の従業員に対し、障害者に対する配慮等に関する研修が年1回以上行われていること。

(3) (1)の者を配置していることを公表していること。